子母発 1021 第 1 号 令和元年 10 月 21 日

都道府県 各保健所設置市 特別区」

母子保健主管部(局)長 殿

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長 ( 公 印 省 略 )

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に 関する法律等の施行に伴う市町村における取扱いについて(協力要請)

標記について、別添の通り、各都道府県、保健所設置市及び特別区宛て協力要請がありました。

つきましては、内容について御了知いただくとともに、都道府県においては、貴管下の市 町村への周知及び協力の要請を、保健所設置市及び特別区においては、協力をお願いします。

なお、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律(平成 29 年法律 第 28 号。略称「次世代医療基盤法」) に関し、不明点等ありましたら、下記 URL をご参照ください。

記

「次世代医療基盤法」ホームページ

https://www8.cao.go.jp/iryou/index.html